

マイクロ金融プラットフォームの構築について

デフレ脱却等経済状況検討会議
平成 24 年 5 月 29 日

後藤副大臣提出資料

官民連携によるマイクロ金融プラットフォームの構築について

1 基本的な方針

各地の伝統産業やソーシャルビジネス、地域や若者・女性の創業・新分野進出等をマイクロ金融を通じて支援するため、内閣官房において、ファンド関係者の必要な情報を集約・発信できるホームページを開設して、関係者間による情報の共有・連携の向上を図るとともに、総合特区制度等による規制・税制等の支援措置や人材派遣等を行うためのマイクロ金融プラットフォームを構築する。

2 具体的な支援措置等

(1) プラットフォームを活用した関係者間のネットワーク形成

ファンド関係者がマイクロ金融スキームやマイクロ金融を活用してソーシャルビジネス等の地域活性化に資する取組を実施する事例等を共有して、それらの普及を図るため、ホームページを開設して、ファンド管理会社、自治体・NPO、事業者、出資者等のプレイヤー毎の関係情報を情報提供して、関係者間でのネットワークの形成を図る。

(2) 総合特区制度等を活用したファンド事業に対する支援措置等

総合特区制度、特定地域再生制度や構造改革特区制度による認定を受けた計画に位置づけられた地域活性化等に資するマイクロ金融を活用したファンド事業に対して、規制の特例措置、財政・税制・金融上の支援措置を行う。

① 税制上の支援措置

- ・ 現行制度としては、株式会社に対する出資に係る所得控除（地域活性化総合特区）・株式会社に対する出資に対する株式譲渡益控除（特定地域再生制度）があるが、今後、こうした措置の活用など、マイクロ金融を活用したファンド事業に関する支援措置を検討。

② 金融上の支援措置

- ・ 総合特区支援利子補給金＜H24 予算 1.6 億円、0.7%以内＞
- ・ 地域再生支援利子補給金＜H24 予算 1.7 億円、0.7%以内＞

③ 財政上の支援措置

- ・ 特定地域再生事業費補助金<H24 予算 : 5 億円> (例 : 自治体等を通じて事業者への出資を支援)

④ 規制の特例措置

- ・ 地域活性化総合特区や構造改革特区の規制の特例措置を活用

(3) 専門家派遣

マイクロ金融によるソーシャルビジネス等の専門家を地域活性化伝道師として派遣する。

(4) 関係省庁との連携体制の構築

金融庁等に対して、地方銀行、郵貯や簡保等の地域の金融の担い手がマイクロ金融の仲介業者と連携するように、通知を発出するように協力を依頼する。

マイクロ金融プラットフォームのイメージ

